

農作業に起因する火災に注意しましょう

長野農業改良普及センター

平成31年3月

「平成31年春の山火事予防特別強化月間」が、3月12日から始まっています。

特に昨年は農業者が炎に巻き込まれる事故が発生していることから、「畔草焼きや枯草等の焼却作業」はできる限り回避し、やむを得ず焼却する場合は以下の事項に注意して行いましょう。

1 焼却をできる限り回避しましょう。

- (1) 畦草や剪定枝等の処分は、焼却によらない処分方法(堆肥化、土壌改良資材や敷わら等としての活用)を優先する。
- (2) 焼却作業は、他に手段のない場合に限り、かつ、極力少量となるように努めること。

2 やむを得ず焼却する場合は、次のとおり行いましょう。

一人では絶対に作業を行わず、必ず複数人で行い、以下の徹底をお願いします。

- (1) やむを得ず焼却する際には、風のない時を選び、少しの風でも火の粉や火のついた枯草が舞い上がり、延焼につながる恐れがあるので、風が出てきたらすぐに焼却作業を止めること。
また、風がない場合でも焼却はできるだけ少量とし、周辺への延焼や、炎が大きくなるないように、細心の注意を払うこと。
- (2) 焼却作業の際には、水を入れたバケツ等を用意するとともに、消防へ連絡できる手段を確保しておき、万が一の事態に備えること。
- (3) 焼却作業中は、絶対にその場を離れないこと。また、作業終了後は完全に消火するとともに、残り火がないことを必ず確認すること。